

社会福祉法人みなと福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みなと福祉会 定款第9条および23条にもとづき法人役員等報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員および評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし週4日以上当法人の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤以外の者をいう。

(報 酬)

第3条 役員の報酬は、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 当法人職員を兼務しない常勤役員である理事長及び常務理事については、報酬及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。非常勤の場合は別途定める。
- (2) 当法人職員を兼務する常勤役員(理事長、常務理事、業務執行理事等)については、職員給与規定にもとづく給与以外に役員報酬を支給する。非常勤の場合は別途定める。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 理事長及び常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

退職手当については、別表4に定める算式により算出される額

(費用弁償)

第6条 役員等が理事会又は評議員会等に出席した場合は、1回につき3,000円を費用弁償として支給する。ただし、常勤役員については支給しない。

2 役員等が出張その他の活動に要した費用については、理事長の承認のもと、職員就業規則等

を準用し支給する。

(支給方法)

第7条 役員報酬は、職員給与規定に定める給与支給日に支給する。

- 2 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3ヶ月以内に支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、祝祭日、休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その生じた時点で切り捨てるものとする。

(慰労金)

第10条 役員等に対して、在任中の功労に報いるために慰労金を設けることができる。対象者ならびにその額については理事会にて決定する。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によっておこなう。

(補 則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要事項は、理事会の決議を経て別に定めることとする。

(付 則)

2012年 7月 7日施行

2017年 6月26日改定

2021年 3月22日改定

2025年12月 8日改定

2026年4月 1日改定

2026年7月 1日改定

別表 1（常勤役員の報酬）

役職名	役員報酬額
理事長	月額 基本給 533,000円 月額 手 当 100,000円 月額 合計：633,000円
理事（常務理事）	月額 基本給 523,000円 月額 手 当 90,000円 月額 合計：613,000円
理事長（職員兼務の場合）	月額 5万円
理事（常務理事）（職員兼務の場合）	月額 3万円
理事（業務執行理事）（職員兼務の場合）	月額 2万円

※病気や怪我等に拠る長期に渡る休務の場合、役員報酬については理事会で検討し、評議員会に諮るものとする。

※理事長及び常務理事からの申出があり、評議員会の承認があれば報酬の減額が出来るものとする。

※当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、別途職員給与の額を、職員給与規程によって支給する

別表 2（常勤役員である理事長及び常務理事の退職金算定式）

最終報酬月額（基本給）× 在任年数×係数（1を当てはめる）

※上記在任年数は1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表 3（非常勤役員等の報酬）

役職名	役員報酬額
理事長	月額 5万円～15万円
理事（所長会議に出席する理事）	月額 3万円

※非常勤の理事長の役員報酬については、上記の範囲内で、状況に応じて定めるものとする。

別表 4（非常勤役員である理事長の退職金算定式）

最終報酬月額 × 在任年数×係数

※係数については、実績に応じて、その都度理事会にて決定する。

※上記在任年数は1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。